

令和4年12月8日

各位

沼津信用金庫

融資繰上げ返済手数料にかかる「消費税」ご返還のお知らせとお詫び

今般、当金庫が取扱いしている融資の繰上げ返済手数料（返済額に一定の比率を乗じる部分）につきまして、消費税が不課税であるにも関わらず、消費税相当額を頂いていることが判明しました。

これを受け、繰上げ返済の際に頂いた消費税相当額にお支払い頂いた日から経過日数に応じた法定利息5%を加えてご返還させていただきます。

対象となりますお客さまには、個別にご連絡のうえ、返還手続きを実施いたします。お客さまには多大なるご迷惑をお掛けいたしました事を心よりお詫び申し上げます。

記

1. 対象となるお客さま

平成17年10月11日～令和2年5月31日の間に融資繰上げ返済手数料にかかる消費税をお支払い頂いたお客さま。

2. お客さまへの対応

対象となるお客さまには個別にご連絡のうえ、返還手続きを進めて参ります。

【お問合せ先】

沼津信用金庫 お客様サポートダイヤル

0120-409-011（ガイダンス番号：1）

平日（月～金）：午前9時から午後5時

（土曜日、日曜日、祝祭日、12月31日～1月3日を除く）

以上